



一人で悩まず気軽に相談を

インターネット通販で商品が届かない、スマホに心当たりのない請求が届いた、エステ契約の解約ができない、このようなトラブルに遭遇したら一人で悩まず、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。今回は消費生活センターでの相談方法などについてご紹介します。



Q1 どのような相談ができますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使っ
てけがをした」などの**消費者と事業者間のトラブル**について相談でき
ます。

Q2 電話でも相談できますか？

電話での相談も来所での相談も可能です。事前予約も不要です。

Q3 料金はかかりますか？

相談は無料ですが、電話相談の場合通話料がかかります。

Q4 秘密は守られますか？

相談の内容や個人情報などの秘密は守られます。安心してご相談く
ださい。

問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）

月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所

（高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F）

月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777

消費者ホットライン ☎1880



国民年金Q&A 会社を辞めたら届出は必要？

会社を退職したら、厚生年金保険の資格を喪失するため、20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きをしなければなりません。退職したことがわかる書類を会社から受け取り、市役所窓口で届出を行ってください。扶養になっていた配偶者の方も同様に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行ってください。

届出を忘れると…

転職や退職したことに伴って国民年金の届出が必要となっていないながら、未届出と思われる方には、年金事務所から勧奨状によりお知らせします。送付された届書に必要な事項を記入し、市役所窓口へ提出してください。

特例免除制度

退職し、世帯の所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用いただけます。申請の際は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等が必要です。

届出に必要な書類

○厚生年金資格喪失連絡票

（会社からもらうもの）

○基礎年金番号のわかるもの

※再就職が決まっている方でも、次の厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入することになりますので、届出を行ってください。

問合せ先

保険年金課 51-6628

高岡年金事務所 21-4180

（音声案内②番→②番）

出張年金相談

事前に予約をお願いします。

■場所…射水市本庁舎1階104相談室

■日時…9月20日(火)午前10時～午後3時

■予約…高岡年金事務所 ☎21-4180

（音声案内①番→②番）

※基礎年金番号の分かるものや身分証を持参ください。

